

富山県こどもの居場所づくり支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 不登校など様々な困難を抱えるこどもが、学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体における「居場所の開設」や「特色ある取組み」を支援する富山県こどもの居場所づくり支援事業（以下「事業」という。）に対して助成を行うものとする。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、富山県内に活動の拠点をもち県内で活動する団体等であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、法人格の有無は問わない。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、不登校など様々な困難を抱えるこどもへの学習支援や居場所づくりなどの支援を行うことを主たる目的としている団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理等を含む。）が確実にできること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

2 前項の団体等が前条の助成を受けようとするときは、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 次条に規定する補助対象事業について、助成の交付申請を行う年度内に開始予定であること又は既に開始していること。
- (2) 事業を1年以上継続して実施する見込みがあること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる活動を実施し、計画的に運営する取組みとする。

- (1) 不登校など様々な困難を抱えるこどもの「居場所の開設」を行い、その支援に取り組むこと。
- (2) 既に前号の居場所を開設している団体が、これまで実施してこなかった新たな「特色ある取組み」（新たな学習支援カリキュラムの導入や体験学習の実施等）を行うこと。

(運営上の留意事項)

第4条 前条の取組みの実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不登校など様々な困難を抱えるこどもが幅広く参加できるように広報等を行い、実施主体である団体等の関係者等特定のこどもしか参加できない運営を行わないこと。
- (2) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者の安全確保には十分に努めること。

(助成等)

第5条 事業に対する助成は、次により行うものとする。

- (1) 市町村は、事業の実施主体が、事業を実施するために必要な経費に対し助成を行うものとする。
- (2) 県は、市町村が実施する助成事業に対して、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

附則

この要綱は、令和6年5月31日に施行し、令和6年4月1日から適用する。